

平成18年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[行政法]

Xは、県知事Yから旅館業法による許可を受けて、ホテルの営業を行ってきたが、宿泊者の寝たばこが原因の火災で負傷者多数を出した。消防法で設置を義務付けられているスプリンクラーがまったく作動しなかった結果、被害が大きくなったことを重く見たYは、消防法上の設備基準を満たすことを義務づける規定は旅館業法にはなかったが、直ちにXの営業許可を取消した。Xに対する通知書には、「旅館業法8条に基づき、Xの営業許可を取り消す」との文言があった。Xがこの処分を不服として争う場合、Xが主張しうる手続的・実体的違法について論じなさい。

参考・旅館業法8条抜粋

「都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき(中略)許可を取消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる(後略)。」

【50点】

論点 [行政法]

- (1) 行政処分（行政行為）の撤回の法的根拠を問う。
- (2) 行政処分の撤回に対する行政手続法上の規律（理由の提示と聴聞）を問う。
- (3) 行政処分の撤回における比例原則の適用を問う。